

原議保存期間	30年(平成59年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

警視庁生活安全部長  
各道府県警察（方面）本部長  
（参考送付先）  
警察大学校生活安全教養部長  
各管区警察局広域調整担当部長

殿

警察庁丁少発第194号  
平成28年9月26日  
警察庁生活安全局少年課長

#### 少年警察活動規則の一部改正について（通達）

少年警察活動規則の一部を改正する規則（平成28年国家公安委員会規則第22号。以下「改正規則」という。）は、別添のとおり、平成28年10月1日から施行されることとなったが、改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

#### 記

##### 1 改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）が平成28年6月3日に公布され、その一部が平成28年10月1日から施行されることに伴い、これまで少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第13条及び第38条で引用していた児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条が、同法第25条第1項に改められることになることから、所要の改正を行うものである。

##### 2 改正の内容

少年警察活動規則第13条第3項及び第38条第1項中「児童福祉法第25条」を「児童福祉法第25条第1項」に改める。

##### 3 施行期日

平成28年10月1日

省 令

○法務省令第四十三号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月二十六日

法務大臣 金田 勝年

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令  
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表仙台法務局の部同法務局の款同法務局の項管轄区域欄中「仙台市」を「仙台市 富谷市」に改める。

附 則

この省令は、平成二十八年十月十日から施行する。

○厚生労働省令第五十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令  
食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一（第十二条関係） 「一」二十三 略 二十四 亜セレン酸ナトリウム 二十五～四百五十 「略」	別表第一（第十二条関係） 「一」二十三 同上 「号を加える。」 二十四～四百四十九 「二号ずつ繰り下げる。」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

規 則

○国家公安委員会規則第二十二号

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の施行に伴い、少年警察活動規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年九月二十六日

国家公安委員会委員長 松本 純

少年警察活動規則の一部を改正する規則  
少年警察活動規則（平成十四年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（非行少年についての活動） 第十三条 「略」 2 「略」 3 触法少年であつて少年法第六条の六第一項の規定により送致すべき者若しくは児童福祉法第二十五条第一項の規定により通告すべき者に該当しないもの又は十四歳未満のぐ犯少年であつて同項の規定により通告すべき者に該当しないものの処遇については、第一項に定めるもののほか、第八条第二項から第四項までの規定を準用する。	（非行少年についての活動） 第十三条 「同上」 2 「同上」 3 触法少年であつて少年法第六条の六第一項の規定により送致すべき者若しくは児童福祉法第二十五条の規定により通告すべき者に該当しないもの又は十四歳未満のぐ犯少年であつて児童福祉法第二十五条の規定により通告すべき者に該当しないものの処遇については、第一項に定めるもののほか、第八条第二項から第四項までの規定を準用する。
（要保護少年についての活動） 第三十八条 要保護少年については、児童福祉法第二十五条第一項に基づき児童相談所への通告又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による委託を受けて行う一時保護の適切な実施のため、本人又はその関係者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置をとるものとする。	（要保護少年についての活動） 第三十八条 要保護少年については、児童福祉法第二十五条に基づき児童相談所への通告又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による委託を受けて行う一時保護の適切な実施のため、本人又はその関係者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置をとるものとする。

附 則

この規則は、児童福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

告 示

○法務省告示第五百十四号

千葉市花見川区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十八年九月二十六日

法務大臣 金田 勝年

千葉県千葉市横戸町八百二十一番地 杉戸 嘉則  
○法務省告示第五百十五号

山口県美祢市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十八年九月二十六日

法務大臣 金田 勝年

山口県美祢郡大嶺村第二十三番屋敷 田中 柚作

○法務省告示第五百十六号

千葉市花見川区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十八年九月二十六日

法務大臣 金田 勝年

千葉市検見川町五丁目三百番地 秋元三左エ門  
○法務省告示第五百十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十八年九月二十六日

法務大臣 金田 勝年

住所 東京都田代区北越山6丁目11番3-324号  
住所 東京都荒川区西日暮里5丁目1番12号  
住所 東京都葛飾区高輪3丁目5番12号  
住所 東京都千代田区千代田1-1-1  
住所 東京都千代田区千代田1-1-1